資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千十万円、資本準備金の額を四億五千十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月六日

掲載頁　一四八頁（号外第一四五号）

平成二十九年七月二十四日

東京都品川区上大崎四丁目五番三七号

株式会社ＲｅＤｕｃａｔｅ

代表取締役　田中　耕平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月二十四日

愛知県豊橋市神野新田町字カノ割九九番地

株式会社イマダホールディングス

代表取締役　今田　充洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十四日

埼玉県加須市本町一四番一八号

株式会社加須エネルギー

代表取締役　中沢　益子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十四日

東京都中央区日本橋人形町二丁目二番六号

株式会社アイ・シー・ユー

代表取締役　島崎　雄彦

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年八月十五日です。

平成二十九年七月二十四日

岐阜県可児市土田五一五〇番地の一

名岐エコ・パルプ株式会社

代表取締役　小黒　裕孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十四日

福岡県福岡市博多区住吉一丁目二番二五号

福岡地所株式会社

代表取締役　榎本　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月二十四日

熊本市東区佐土原二丁目五番一三五号

株式会社マリーゴールド

代表取締役　山崎　茂

限定承認公告

本籍埼玉県幸手市栄一番、最後の住所埼玉県幸手市栄一番六―一〇二号

被相続人　亡　杉田　安男

右被相続人は平成二十九年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

埼玉県北葛飾郡杉戸町椿三四一―一〇

相続財産管理人　杉田　浩通

限定承認公告

本籍東京都江戸川区中葛西二丁目七六二番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西二丁目二三番六号

被相続人　亡　大川　親一

右被相続人は平成二十九年五月三日頃死亡し、その相続人は平成二十九年七月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

東京都江戸川区宇喜田町一三二六番地三

相続財産管理人　大川　武

限定承認公告

本籍福井県越前市沢町第二号一四番地、最後の住所福井県越前市塚原町第二二号九番地の八

被相続人　亡　土谷　昭

右被相続人は平成二十九年四月四日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十四日福井家庭裁判所武生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

新潟県新潟市中央区花町二〇六九番地　新潟花町ビル六階

限定承認者土谷昭子

代理人弁護士　松山　悦子

限定承認公告

本籍大阪市大正区千島一丁目八〇三番地、最後の住所大阪市浪速区日本橋西二―五―一七ヴェルコート折鶴五〇四号室、住民票上の住所大阪市大正区泉尾五丁目四番二一号

被相続人　亡　加藤　明

右被相続人は平成二十九年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年七月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

大阪市北区西天満五丁目一六番三号西天満ファイブビル八階八〇五号

限定承認者代理人弁護士　服部　廣志

限定承認公告

本籍福岡県北九州市小倉南区朽網西三丁目六番、最後の住所福岡県北九州市小倉南区朽網西三丁目六番四号　被相続人　亡　太田　秀美

右被相続人は平成二十九年四月九日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十四日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

福岡県北九州市小倉南区朽網西三丁目六番四号

相続財産管理人　太田久美子

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（同社は、平成二十四年四月一日、前受託者たる中央三井信託銀行株式会社を吸収合併したことにより、受託者たる地位を承継している。）は、左記のとおり、左記一の信託を平成二十九年八月二十九日付で新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

当初委託者

福岡県北九州市小倉北区明和町九番一〇号

株式会社アサヒクリエート

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の委託者としての地位を承継した委託者）

東京都台東区上野七丁目一四番四号（平成二十八年七月十九日本店移転により東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号）

大和情報サービス株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

株式会社アサヒクリエート及び三井住友信託銀行株式会社間の平成二十年三月二十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含みます。）

二、従前の信託において作成されて財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以降における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。